

令和6年度 みなし健診事業委託業務 実施要領

1 目的

本事業は、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多い事に着目し、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集・集積することにより、別府市内の国保保険者における特定健診の受診率の向上及び保健指導の充実並びに糖尿病性腎症重症化予防事業対策の取り組み強化に資することを目的とするものである。

2 実施期間

実施期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日とする

3 対象者

生活習慣病等治療中かつ令和6年度特定健診未受診者のうち、特定健診と同等の検査を上記実施期間内に実施している者

※委託業者がレセプト等から医療機関受診時に特定健診相当の検査項目がある者を抽出し、令和6年度の特定健診受診者と突合させて対象者を抽出する

4 実施方法(別紙「令和6年度別府市みなし健診事業の流れ」参照)

- (1)みなし健診案内・同意書の作成・発送業務委託業者、別府市医師会と契約締結。
- (2)業者にて抽出した対象者へ、みなし健診についての案内、質問票兼同意書(服薬状況等の問診項目を含む)、みなし健診結果票を委託業者より送付。
- (3)本事業の対象者がかかりつけ医療機関へ質問票兼同意書及びみなし健診結果票を持参。
- (4)医療機関は、みなし健診結果票を記入し、質問票兼同意書及びみなし健診請求書と共に別府市医師会へ提出する。
- (5)別府市医師会は各医療機関から提出された書類をとりまとめ、記載事項に不備がないか確認する。必要なデータは下記「5 情報提供に係る項目」を参照。不備がある場合は医療機関より正しいデータを聞き取る。
- (6)データが整い次第、別府市医師会から市へ質問票兼同意書及びみなし健診結果票を提出する。
- (7)提出があった医療機関へ、市は別府市医師会を通してみなし健診料を支払う。
- (8)医療機関より提出があったデータは特定健診データ管理システムへ入力し、保健指導の対象となった者へは保健指導を実施。
- (9)みなし健診結果票の提出がなかった者については、訪問等でみなし健診の意向調査及び受診勧奨を実施する。

5 情報提供にかかる項目

(1)必須項目

ア 身体計測(身長、体重、腹囲)

イ 血圧(収縮期血圧、拡張期血圧)

ウ 尿検査(尿糖、尿蛋白)

※生理中及び腎疾患などにより排尿障害のある方は未実施でも可とする

エ 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))

オ 血糖検査(HbA1c(NGSP)、空腹時血糖、随時血糖)

※いずれかの記載が必須。空腹時血糖のみ記載の場合は、食後10時間以上経過して

いること。随時血糖のみ記載の場合は、食後3.5時間以上10時間未満の値であること。

カ 血中脂質検査

(空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、non-HDL コレステロール)

※LDL コレステロールの記載がある場合、non-HDL コレステロールの記載は不要。中性脂肪が400mg/dl 以上又は食後採血の場合には、LDL コレステロールをnon-HDL コレステロールの測定に代えられる。

※空腹時中性脂肪は食後10時間以上経過していること。随時中性脂肪の場合は、食後3.5時間以上10時間未満の値であること。

(2)追加項目

ア 腎機能検査(血清クレアチニン、eGFR)

(3)上記項目を踏まえた医師の判断(異常なし、要指導、要医療、治療中)